

医療広告ガイドラインにおける 対応の整理

— ネットパトロール事業での
事例等を参考に整理 —

禁止される広告についての医療広告ガイドラインにおける対応

禁止される広告	医療広告ガイドライン
1. 広告が可能とされていない事項の広告について	医療広告ガイドライン第3-1(1)関係
2. 内容が虚偽にわたる広告について	医療広告ガイドライン第3-1(2)関係
3. 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告について	医療広告ガイドライン第3-1(3)関係
4. 誇大な広告について	医療広告ガイドライン第3-1(4)関係
5. 患者等の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談について	医療広告ガイドライン第3-1(5)関係
6. 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等について	医療広告ガイドライン第3-1(6)関係
7. 公序良俗に反する内容の広告について	医療広告ガイドライン第3-1(7)関係
8. その他	医療広告ガイドライン第3-1(8)関係

1. 広告が可能とされていない事項の広告について

(医療広告ガイドライン第3-1(1)関係)

〈専門外来〉 事例1-1 がん免疫療法専門クリニック等の専門外来

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療法第6条の5第3項の広告が可能とされている事項には該当せず、医療広告ガイドライン第3-1(1)広告が可能とされていない事項の広告に該当し、広告できません。	改正前医療法第6条の5第1項の広告が可能とされている事項には該当せず、旧医療広告ガイドライン第4-1(1)広告が可能とされていない事項の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	限定解除の要件を満たせば、掲載できます。	旧ホームページガイドラインに規定はありません。

〈診療科目〉 事例1-2 ガイドラインに例示のない審美歯科等の診療科目

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療法第6条の5第3項の広告が可能とされている事項には該当せず、医療広告ガイドライン第3-1(1)広告が可能とされていない事項の広告に該当し、広告できません。	改正前医療法第6条の5第1項の広告が可能とされている事項には該当せず、旧医療広告ガイドライン第4-1(1)広告が可能とされていない事項の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	限定解除の要件を満たせば、掲載できます。	旧ホームページガイドラインに規定はありません。

〈専門医等〉 事例1-3 がん専門医等の、告示で定める基準を満たすものとして
厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名でない資格名・指導医・認定医

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は 旧ホームページガイドライン
医療機関の看板や チラシ等	医療法第6条の5第3項の広告が可能とされている事項には該当せず、医療広告ガイドライン第3-1(1)広告が可能とされていない事項の広告に該当し、広告できません。	改正前医療法第6条の5第1項の広告が可能とされている事項には該当せず、旧医療広告ガイドライン第4-1(1)広告が可能とされていない事項の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	限定解除の要件を満たせば、掲載できます。ただし、活動実態のない団体により認定される資格名等を広告する場合には、医療広告ガイドライン第3-1(4)誇大な広告に該当し、掲載できません。	活動実態のない団体により認定される資格名等を広告する場合には、旧ホームページガイドライン4-(3)内容が誇大なもの又は医療機関にとって都合が良い情報等の過度な強調に該当し、掲載できません。

〈死亡率・術後生存率・治癒率等〉 事例1-4 ある病院での、治癒率等の数値

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は 旧ホームページガイドライン
医療機関の看板や チラシ等	医療法第6条の5第3項の広告が可能とされている事項には該当せず、医療広告ガイドライン第3-1(1)広告が可能とされていない事項の広告に該当し、広告できません。	改正前医療法第6条の5第1項の広告が可能とされている事項には該当せず、旧医療広告ガイドライン第4-1(1)広告が可能とされていない事項の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	医療広告ガイドライン第3-1(2)内容が虚偽にわたる広告又は第3-1(4)誇大な広告に該当する場合には、掲載できません。限定解除の要件を満たせば掲載できます。ただし、合理的な根拠を示し客観的に実証できる必要があります。	旧ホームページガイドライン4-(3)内容が誇大なもの又は医療機関にとって都合が良い情報等の過度な強調に該当し、掲載できません。

2. 内容が虚偽にわたる広告について

(医療広告ガイドライン第3-1(2)関係)

〈絶対安全の記載〉事例2-1 「絶対安全な手術です！」

〈副作用の記載〉事例2-2 「アレルギーや副作用はありません」、事例2-3 (針穿刺を伴う治療行為に関し)「感染症の心配はありません」

〈治療効果の記載〉事例2-4 「どんなに難しい症例でも必ず成功します」、事例2-5 「再発がない〇〇の治療法」、事例2-6 「10分間で10歳若返る」、事例2-7 「1日で全ての治療が終了します」

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療広告ガイドライン第3-1(2)内容が虚偽にわたる広告に該当し、広告できません。	旧医療広告ガイドライン第4-1(2)内容が虚偽にわたる広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	医療広告ガイドライン第3-1(2)内容が虚偽にわたる広告に該当し、掲載できません。	旧ホームページガイドライン4-(1)内容が虚偽にわたる、又は客観的事実であることを証明することができないものに該当し、掲載できません。

3. 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告について

(医療広告ガイドライン第3-1(3)関係)

〈最上級の表現〉 事例3-1 「国内最高峰の〇〇治療を行うクリニック」、事例3-2 「国内No.1」「シェアNo.1」「満足度No.1」、事例3-3 「ロコミ5年連続満足度1位」

〈他の病院又は診療所と比較して優良である旨の記載〉 事例3-4 「限られたドクターのみが行える治療」、事例3-5 「どこでも受けられる治療ではありません」、事例3-6 「当院の治療技術が世界的に評価され、〇〇アワードを5度受賞しています」

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療広告ガイドライン第3-1(3)他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告に該当し、広告できません。	旧医療広告ガイドライン第4-1(3)他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	医療広告ガイドライン第3-1(3)他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告に該当し、掲載できません。	旧ホームページガイドライン4-(2)他との比較等により自らの優良性を示そうとするものに該当し、掲載できません。

〈著名人関係の記載〉 事例3-7 「芸能人や医師も通う〇〇クリニック」、事例3-8 「モデル・女優・タレントとしてご活躍中の〇〇さんも愛用しております」、事例3-9 「韓国のタレントさんも御用達」

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療広告ガイドライン第3-1(3)他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告に該当し、広告できません。	改正前医療法第6条の5第1項の広告が可能とされている事項には該当せず、旧医療広告ガイドライン第4-1(1)広告が可能とされていない事項の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	医療広告ガイドライン第3-1(3)他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告に該当し、掲載できません。	旧ホームページガイドライン4-(2)他との比較等により自らの優良性を示そうとするものに該当し、掲載できません。

4. 誇大な広告について (医療広告ガイドライン第3-1(4)関係)

〈センターの記載〉 事例4-1 (ガイドラインに明記されている事例以外の)「〇〇センター」

※ガイドラインでは、①法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所であるものとして、救命救急センター、休日夜間急患センター、総合周産期母子医療センター等、一定の医療を担う医療機関である場合、又は②当該医療機関が当該医療について、地域における中核的な機能や役割を担っていると都道府県が認める場合に限り、センター表記を可能としています。

〈許可を強調する記載〉 事例4-2 「知事の許可を取得した病院です」

※病院が都道府県知事の許可を得て開設することは、法における義務であり当然のことであるが、知事の許可を得たことをさらに強調して広告し、あたかも特別な許可を得た病院であるかの誤認を与える場合には、誇大広告として扱うことにしています。

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療広告ガイドライン第3-1(4)誇大な広告に該当し、広告できません。	旧医療広告ガイドライン第4-1(4)誇大な広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	医療広告ガイドライン第3-1(4)誇大な広告に該当し、掲載できません。	旧ホームページガイドライン4-(3)内容が誇大なもの又は医療機関にとって都合が良い情報等の過度な強調に該当し、掲載できません。

5. 患者等の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談について

(医療広告ガイドライン第3-1(5)関係)

〈体験談〉 事例5-1 「多くの患者様から喜びの声をいただいております」

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療法第6条の5第3項の広告が可能とされている事項には該当せず、医療広告ガイドライン第3-1(1)広告が可能とされていない事項の広告に該当し、広告できません。	旧医療広告ガイドライン第4-1(5)客観的事実であることを証明することができない内容の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	医療広告ガイドライン第3-1(5)患者等の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談に該当し、掲載できません。 なお、病院の外観や眺望等、治療等の内容又は効果に関係しない体験談については、限定解除の要件を満たせば、掲載できます。	一部については、旧ホームページガイドライン4-(3)内容が誇大なもの又は医療機関にとって都合が良い情報等の過度な強調に該当し、掲載できません。

6. 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等について (医療広告ガイドライン第3-1(6)関係)

〈写真等〉 事例6-1 治療前又は後の写真のみの掲載

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療法第6条の5第3項の広告が可能とされている事項には該当せず、医療広告ガイドライン第3-1(1)広告が可能とされていない事項の広告に該当し、広告できません。	改正前医療法第6条の5第1項の広告が可能とされている事項には該当せず、旧医療広告ガイドライン第4-1(1)広告が可能とされていない事項の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	医療広告ガイドライン第3-1(6)治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等に該当し、掲載できません。 治療内容や費用、リスク、副作用等について十分な説明を付した場合、限定解除の要件を満たせば、掲載できます。なお、加工・修正がある場合には、医療広告ガイドライン第3-1(2)内容が虚偽にわたる広告に該当し、撮影条件や被写体の状態変更がある場合には、医療広告ガイドライン第3-1(4)誇大な広告に該当し、掲載できません。	<ul style="list-style-type: none"> ・加工や修正がある場合 旧ホームページガイドライン4-(1)内容が虚偽にわたる、又は客観的事実であることを証明することができないものに該当し、掲載できません。 ・撮影条件や被写体の状態変更がある場合 旧ホームページガイドライン4-(3)内容が誇大なもの又は医療機関にとって都合の良い情報等の過度な強調に該当し、掲載できません。

7. 公序良俗に反する内容の広告について

(医療広告ガイドライン第3-1(7)関係)

〈公序良俗〉 事例7-1 わいせつな画像等の掲載

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療広告ガイドライン第3-1(7)公序良俗に反する内容の広告に該当し、広告できません。	旧医療広告ガイドライン第4-1(6)公序良俗に反する内容の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	医療広告ガイドライン第3-1(7)公序良俗に反する内容の広告に該当し、掲載できません。	旧ホームページガイドライン4-(6)公序良俗に反するものに該当し、掲載できません。

8. その他

(医療広告ガイドライン第3-1(8)関係)

〈費用を強調する記載〉 事例8-1 「早割〇円off」、事例8-2 「20周年特別価格」、事例8-3 「期間限定キャンペーン実施中」、事例8-4 「お得プラン」、事例8-5 「セット割」

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療広告ガイドライン第3-1(8)その他ア品位を損ねる内容の広告①費用を強調した広告に該当し、広告できません。	旧医療広告ガイドライン第4-1(7)その他ア品位を損ねる内容の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	医療広告ガイドライン第3-1(8)その他ア品位を損ねる内容の広告①費用を強調した広告に該当し、掲載できません。	旧ホームページガイドライン4-(4)早急な受診を過度にあおる表現又は費用の過度な強調に該当し、掲載できません。

〈プレゼントの記載〉 事例8-6 「先着20名様に、〇〇プレゼント」

広告の種類	医療広告ガイドライン	旧医療広告ガイドライン又は旧ホームページガイドライン
医療機関の看板やチラシ等	医療広告ガイドライン第3-1(8)その他ア品位を損ねる内容の広告②提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引に該当し、広告できません。	旧医療広告ガイドライン第4-1(7)その他ア品位を損ねる内容の広告に該当し、広告できません。
ウェブサイト	医療広告ガイドライン第3-1(8)その他ア品位を損ねる内容の広告②提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引に該当し、掲載できません。	旧ホームページガイドライン4-(3)内容が誇大なもの又は医療機関にとって都合が良い情報等の過度な強調に該当し、掲載できません。